

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(第2次)の素案について

1 趣旨

現在の「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の最終年度が令和5年度であることから、社会情勢の変化などを踏まえた改定を行い、障害者による文化芸術活動の一層の推進を図るため、次期計画を策定する。計画期間は、令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)までの5年間。

2 計画(第2次)素案のポイント

評価指標と施策の展開(P.19～)

○ 親しむ

障害のある人の文化芸術活動の機会の充実を図る指標として、「文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする障害者の割合」等、インクルーシブな文化芸術の推進を図る指標として、「県と一緒に、鑑賞サポートを行うなど障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組んだことがある市町数」を設定する。また、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが楽しめる文化芸術鑑賞の推進」や「大阪・関西万博における文化芸術鑑賞の機会の提供」などに関する施策を展開する。

○ つながる

障害者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進を図る指標として、「滋賀県芸術文化祭(参加事業含む)のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業の来場者数」を設定し、「障害者の文化芸術作品の魅力発信」や「障害者文化芸術作品をアート市場や他分野への活用、作品そのものの評価につなげる仕組みづくり」などに関する施策を展開する。

○ 支える

地域の障害者文化芸術の推進を図る指標として、「滋賀県芸術文化祭参加事業のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業数」を設定し、「障害者の文化芸術を支える仕組みづくり」などに関する施策を展開する。

3 スケジュール

(1) これまでの経過

| | |
|-----------|----------------------------|
| 令和5年6月9日 | 県政経営幹事会議(骨子案) |
| 12日 | 県政経営会議(骨子案) |
| 30日 | 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会(骨子案) |
| 7月10日 | 教育・文化スポーツ常任委員会(骨子案) |
| 8月17日 | 滋賀県文化審議会(骨子案) |
| 11月2日 | 県政経営幹事会議(素案) |
| 令和5年11月8日 | 県政経営会議(素案) |
| 11月10日 | 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会(素案) |

(2) 今後の予定

- 令和5年12月14日 教育・文化スポーツ常任委員会（素案）
県民政策コメントの実施（素案）
- 令和6年1月 県政経営幹事会議・県政経営会議（原案）
2月 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（原案）
滋賀県文化審議会（原案）
3月 教育・文化スポーツ常任委員会（原案）
計画策定・公表